



2019年8月22日

各位

インフラファンド発行者名
東京インフラ・エネルギー投資法人
代表者名 執行役員 杉本 啓二
(コード番号 9285)

管理会社名
東京インフラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦
問合せ先 取締役管理本部長 真山 秀睦
(TEL: 03-6551-2833)

「2019年6月期決算」並びに「2019年12月期、2020年6月期及び2020年12月期の運用状況の予想」に関するQ & A

(2019年8月22日付公表の「2019年6月期 決算短信 (インフラファンド)」補足資料)

本投資法人が2019年8月22日付決算短信において公表した「2019年6月期決算」並びに「2019年12月期、2020年6月期及び2020年6月期の運用状況の予想」に関し、金利スワップ取引に係る繰延ヘッジ損益の評価損を認識したことによる分配金への影響について、以下の通りQ & A方式にて補足説明いたします。

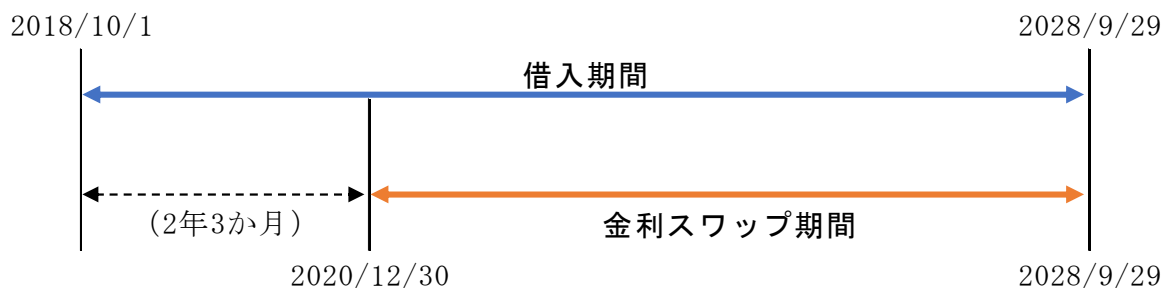


1. 2019年6月期決算

Q1. 金利スワップ取引に係る繰延ヘッジ損益とは何ですか。

A1. まず、金利スワップは一般的に、借入金の金利変動リスクをヘッジ（回避）するために導入される金融取引です。本投資法人においては、現行のゼロ金利政策のメリットを享受しつつ将来の金利上昇リスクをヘッジするために、金利スワップの適用開始日を長期借入金の借入日から2年3か月後とする先スタート型の契約を締結いたしました。金利スワップの取引条件は、市場にて日々変動しているため、原則として投資法人の決算期末ごとに時価評価する必要があります。2019年6月期においては、長期金利の低下を受けて約164百万円の評価損失を計上いたしました。しかしながら、これは現金の流出を伴う性質のものではなく、会計上の評価に過ぎません。

【図1】借入期間と金利スワップ期間



Q2. 金利スワップにヘッジ会計は適用されないのですか。

A2. 現在契約している金利スワップについては、ヘッジ会計の原則的処理に基づき「繰延ヘッジ」を適用しています。その結果、金利スワップの評価損益が損益計算書には反映されず、貸借対照表の純資産の部に計上されています。なお、A1.にて記載の通り、借入期間と金利スワップの期間が一致していないため、「金利スワップの特例処理」^(注)の適用とはならず、繰延ヘッジによる会計処理を行っています。

(注) 一定の要件を満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる会計処理のことをいいます。



Q 3. 当期（2019年6月期）の損益計算書では当期末処分利益を計上しているのに利益分配がないのはなぜですか。

A 3. 投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）の下で運営されており、株式会社等とは異なり、損益計算書ではなく貸借対照表の純資産の部を基に「利益」^(注)の額を算出しますが、この「利益」が所謂「利益分配金」の原資となるものです。具体的には、「純資産額－出資総額等（出資総額＋出資剰余金）」で得られる結果が正の場合にその値を利益（投信法上の利益）とします。本投資法人の2019年6月期においては、繰延ヘッジ損益△164,463千円を計上したことにより、純資産額（純資産合計4,232,883千円）が出資総額等（出資総額（純額）4,244,425千円）を下回ったため、利益分配はありません。

（注）投資信託及び投資法人に関する法律 第136条第1項

（利益及び損失の処理）第三十六条 投資法人は、第三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益（貸借対照表上の純資産額が出資総額等の合計額を上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）の全部又は一部を出資総額に組み入れることができる。

【図2】2019年6月期決算短信 貸借対照表（抜粋）

	前期 2018年12月31日	当期 2019年6月30日
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	4,274,397	4,274,397
出資総額控除額		
一時差異等調整引当額	—	※3 △9,437
その他の出資総額控除額	—	△20,533
出資総額控除額合計	—	△29,971
出資総額（純額）	4,274,397	4,244,425
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	9,455	152,921
剰余金合計	9,455	152,921
投資主資本合計	4,283,853	4,397,347
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△115,187	△164,463
評価・換算差額等合計	△115,187	△164,463
純資産合計	※2 4,168,665	※2 4,232,883
負債純資産合計	10,221,295	9,577,880

（単位：千円）



Q 4. 1口当たり分配金の内訳を詳しく教えてください。

A 4. 2019年6月期の1口当たり分配金は4,203円とさせていただきます。A 3.に記載の通り投信法上の利益がなかったことから、4,203円全額が利益超過分配金となります。そのうち、一時差異等調整引当額からの分配金が3,116円、その他の利益超過分配金が1,087円となっています。

【表1】分配金の内訳

内訳	分配金総額の内訳	1口当たり分配金の内訳	分配金原資
分配金総額	193,501千円	4,203円	—
一時差異等調整引当額からの分配金(注)	143,457千円	3,116円	当期末処分利益のうち主として当期純利益
その他の利益超過分配金 (税法上の出資等減少分配)	50,044千円	1,087円	減価償却費

(注) 利益分配と同様に源泉徴収の対象となります。

Q 5. 一時差異等調整引当額とは何でしょうか。

A 5. 投資法人の計算に関する規則(以下、「計算規則」といいます。)第2条第2項第30号に規定されている利益超過分配の一種で、所得超過税会不一致及び純資産控除項目の合計額の範囲内において、利益処分に充当されるものをいいます。2019年6月期決算のように、当期末処分利益を計上しているにも拘わらず、投信法上の利益には該当しないため利益分配ができないという矛盾を回避するために、2015年3月31日に計算規則が改正され2015年4月より導入された制度です。この制度の活用により、純資産控除項目(今回のケースでは繰延ヘッジの評価損)の範囲内において、利益処分に充当することが可能となりました。

2019年6月期決算においては、当期末処分利益152,921千円のうち、既に引当済みの一次差異等引当額9,437千円を減算した残額について、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を控除した143,457千円を一時差異等調整引当額に係る分配金として、減価償却費の約28%に相当する50,044千円をその他の利益超過分配金(税法上の出資等減少分配)として分配することとしました。



2. 2019年12月期、2020年6月期及び2020年12月期の運用状況の予想

Q6. 一時差異等引当額からの分配金は当面続きますか。

A6. 金利スワップは決算期毎に評価の洗い替えを行い、その結果を繰延ヘッジ損益として決算に反映する必要がありますが、業績予想にあたり各期末時点における金利スワップの評価については、2019年6月期末時点の評価額（△164百万円）から変わらないものとして分配金の予想を作成しています。その場合、2020年6月期及び2020年12月期は一時差異等引当額からの分配金は生じない見通しです。

【表2】

	2019年12月期 予想	2020年6月期 予想	2020年12月期 予想
A. 当期純利益（予想）	83百万円	130百万円	84百万円
B. 前期繰越利益	152百万円	164百万円	164百万円
C. 当期末処分利益（A+B）	235百万円	295百万円	249百万円
D. 繰延ヘッジ損益	△164百万円	△164百万円	△164百万円
投信法上の利益（C+D）	71百万円	130百万円	84百万円
(a) 利益分配金	71百万円	130百万円	84百万円
(b) 一時差異等引当額からの分配金	11百万円	—	—
(c) その他の利益超過分配金	50百万円	50百万円	50百万円
(a)+(b)+(c)=分配金の総額	132百万円	180百万円	134百万円

(a) : 利益分配

(b) 及び (c) : 利益超過分配



Q 7. 金利スワップの評価損益が変動した場合はどうなりますか。

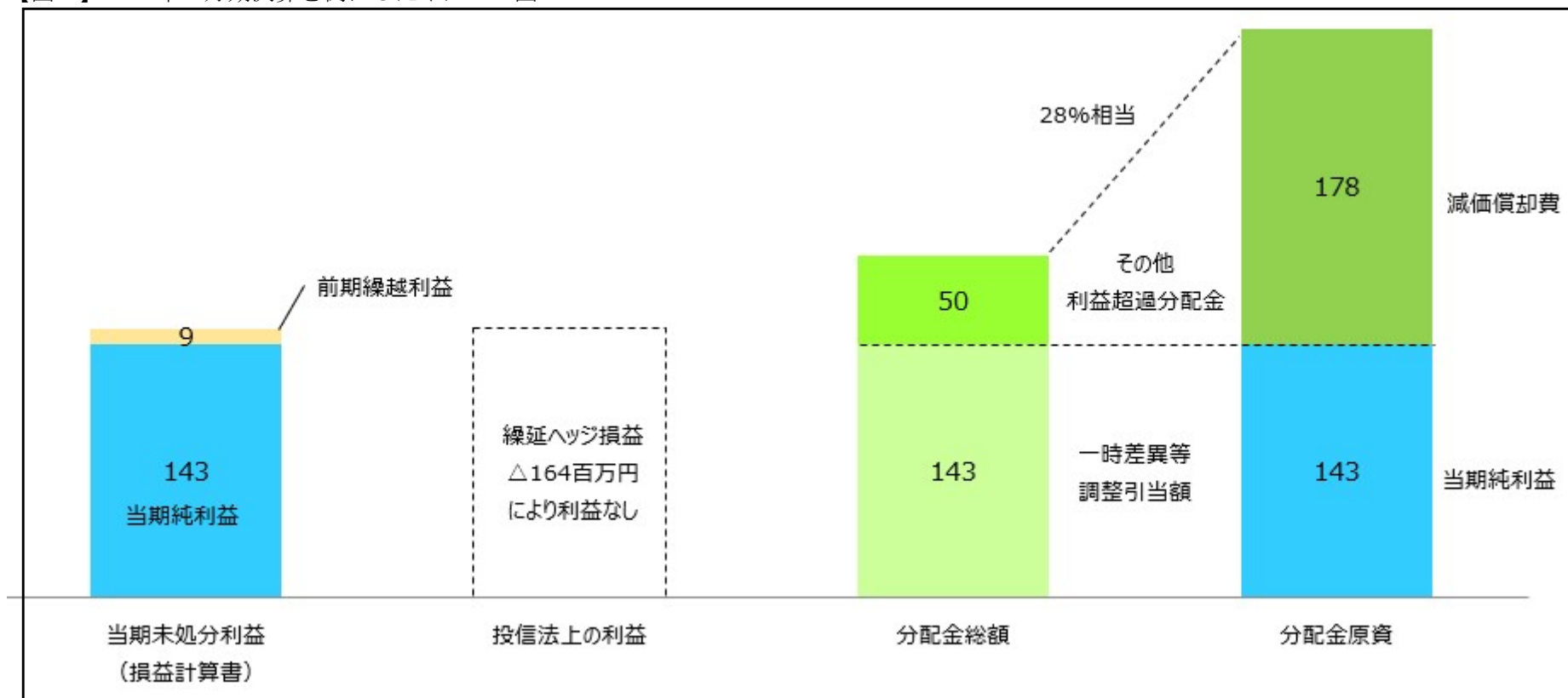
A 7. 基本的に、期末時点の評価損失が縮小すれば縮小相当分の利益分配金が増え（一時差異等引当額からの分配金は減少）、評価損失が拡大すれば拡大相当分の利益分配金が減少（一時差異等引当額からの分配金は増加）しますが、評価損失の増減自体が分配金の総額に直接影響を及ぼすことはありません。

Q 8. 損益計算書上の当期末処分と投信法上の利益並びに分配総額の関係について教えてください。

A 8. 下図をご参照ください。

(百万円)

【図3】2019年6月期決算を例にしたイメージ図



以上